秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十五号

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（貸付け） 第一条　県は、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）及び山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成八年政令第三百十号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第百六十二号）及び森	（貸付け） 第一条　県は、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）及び山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成八年政令第三百十号）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第百六十二号）及び森

林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下この条において「連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下この条において「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震

林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年農林水産省令第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震

災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）及び森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十九号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者等、連携促進法第十三条第一項に規定する措置を実施する認定中小企業者（次条第一項第五号において単に「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第十条第一項に規定する措置を実施する促進事業者（次条第一項第六号において単に「促進事業者」という。）並びに融資機関に対して、林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けに必要な資金を含む。）を予算の範囲内で貸し付ける。	災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）並びに森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）及び森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者等、連携促進法第十三条第一項に規定する措置を実施する認定中小企業者（以下単に「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第十条第一項に規定する措置を実施する促進事業者（以下単に「促進事業者」という。）並びに融資機関に対して、林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けに必要な資金を含む。）を予算の範囲内で貸し付ける。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。